

予納郵便切手一覧表（債権執行）

函館地方裁判所民事部債権執行係

（令和5年10月1日現在）

手	続	¥1000	¥500	¥350	¥100	¥94	¥84	¥50	¥30	¥20	¥10	¥5	¥2	¥1	合計	備 考	
①	債権差押命令申立て （陳述書催告申立てあり）		4	1	3	1	6	1		2	5				8	¥3,396	執行費用として計上できる額は 3066円 まで （内訳） 債権者への正本送付費用 94円 債務者への正本送達費用 1204円 第三債務者への正本送達費用 1250円 陳述書返送費用 434円 送達通知費用 84円
②	債務者が1名増えるごとの加算 ※債権及びその他の財産権を目的とする担保権実行・行使の場合で、債務者と所有者（共有者）が同一人でない場合は所有者（共有者）を1名として計算		2		1	1					1					¥1,204	執行費用として1204円まで加算可
③	第三債務者1名増えるごとの加算 （陳述書催告申立てあり）		2	1	2		1	1								¥1,684	執行費用として1684円まで加算可
④	申立ての取下げ	（債務者数＋第三債務者数）×84円切手 ※第三債務者は送達場所ごとに1名とする。 ※公示送達した債務者は含まない。															
⑤	債務名義正本等還付申請 書留郵便での返送を希望する場合 簡易書留での返送を希望する場合	おおよそ債務名義等の重さ+10g程度を送付できる額															
⑥	特別代理人選任申立て						1									¥84	収入印紙500円 別途報酬金の予納が必要
⑦	差押債権の差押範囲変更申立て		4		2	1	7			2	5					¥2,972	収入印紙不要（執行停止含む）
⑧	執行抗告申立て		2				1	4		2	4		2			¥1,368	収入印紙1000円
⑨	執行異議申立て		2		1		5			1	8	1		10		¥1,635	収入印紙500円
⑩	民事執行法39条1項1～6号の文書 （執行取消文書）の提出						3									¥252	
⑪	民事執行法39条1項7，8号の文書 （執行停止文書）の提出						2									¥168	
⑫	破産法等の手續等による執行手続の中止						2									¥168	
⑬	破産法等の手續等による取消決定		2		1	3					1					¥1,392	
⑭	更正決定申立て		4		2		3				5					¥2,502	